

## 今年度実施を目指す、定年年齢の引上げ提案！

2020年7月31日、仮本庁舎理事者控室において、植草総務部長より「職員の定年年齢の引上げについて」協議の申し入れがありました。具体的な内容としては、1. 職員の定年年齢を60歳から61歳に引上げる。2. 定年年齢を引上げる期間について、職位及び給与は現行制度による。3. 定年年齢を引上げる期間について、高齢者部分休業制度を導入する。という内容です。

提案の理由として総務部長は、「地方公務員の定年年齢は国を基準として定められているが、制定が35年前と古く、近年市川市では定年後にフルタイムの再任用に移行される方が一般事務職で97%(令和2年度実績値)となっており、引上げる理由があると考えている。」と説明。「財政影響額も勘案し、引上げ幅は1歳とした。職位・給与は現行制度のまま、多様な働き方を選択可能な仕組みを活用してもらうため、高齢者部分休業制度を創設する。現状定年後はフルタイムか短時間の再任用を選択できるが、これと同じような働き方を選択できるよう条例を制定する。また、時に現状の職位より責任を軽くしたいと考える方が選択できるよう希望降格を活用してもらうが、基本的には61歳に引上がるものと考えている。」として引上げ後の働き方の選択肢の提案がされた。また、「エイジフリー社会の実現に取り組むため、現実ほぼ100%の方がフルタイム再任用を選択されており、引上げに合理的な理由があり、法的な制約上も問題ないと考えている。」との説明がなされました。更に、条例改正提案の時期については「12月には応募退職もあるので、これに間に合うように9月定例会での提案を目指したい。」とした一方、「現状の法制度の中で61歳に引上げるため、今年度の退職者から適用し、来年度も継続する。一方、国家公務員法の改正が先の国会では廃

案になった。今後この法案が成立した場合には、令和4年度から新公務員法の適用になる。新法が成立した際は、改めて協議したい。」と補足がなされました。

組合としては、急な提案で協議の時間があまりにも短すぎる点について遺憾の意を伝えました。今後迅速に協議をすすめていくにあたり、早急に必要な情報を提供する様に要請しました。その後の執行部と当局の主なやり取りは以下の通りです。



組:今年度末で定年退職を考えていた方の対応は？

当:早期退職に応募していただく。

組:法改正後、定年延長後の給与が引下げられた際の対応は？

当:法が成立していないので、明確な回答はできない。

組:なぜ今回このような拙速な提案となったのか？

当:ほぼすべての方がフルタイム再任用を選択される様になった事が大きなタイミングと考えている。長年培った知識経験をもう一年活用して組織力維持向上を図りたい。

組:61歳引上げ後の定年退職手当と、60歳早期退職した場合の退職手当の差は？

当:勤続年数による。35年を超えると支給率は上限で変わらない。35年未満の方は支給率が高くなる。

今後組合では今回の提案に対し協議交渉をすすめていきます。経過は追って機関紙でお伝えいたしますが、今回の提案について、組合ホームページに皆様のご意見を是非お寄せください。

令和2年7月31日 総務部人事課・職員課

## 本市独自の定年年齢の引上げについて

### 実施の内容

**①定年年齢を60歳から61歳へ引上げ(定年条例の改正)**

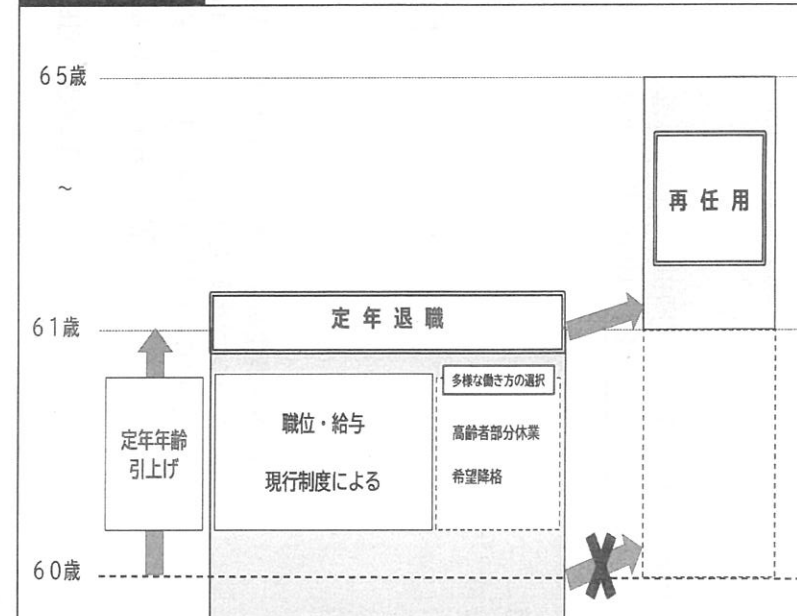
・法的制約、財政影響額を踏まえ、引上げ幅は1歳とする

**②職位・給与は現行制度による**

**③多様な働き方を選択可能な仕組みを活用**

・高齢者部分休業制度の創設 ・希望降格の活用

### 実施イメージ

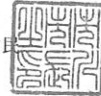


市川第 20200731-0001 号  
令和 2 年 7 月 31 日

市川市職員組合  
執行委員長 須賀 悟 様

市川市職員組合現業評議会  
議 長 二瓶 光司 様

市川市長 村越 祐臣



### 職員の定年年齢の引上げについて

平素より職員の勤務労働条件の改善のご努力に対し深く敬意を表します。

さて、人生100年時代を迎え、年齢による画一的な考え方を見直し、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジフリー社会の実現が社会的な課題となっています。

この社会課題に対し本市が率先して取り組むことにより、エイジフリー社会の実現の原動力となるため、本年度より職員の定年年齢を引上げたく協議を申し入れました。

### 記

1. 職員の定年年齢を60歳から61歳に引上げる
2. 定年年齢を引上げる期間について、職位及び給与は現行制度による。
3. 定年年齢を引上げる期間について、高齢者部分休業制度を導入する。

※ 定年年齢を引上げる期間とは、60歳に達した日後の最初の4月1日から翌年の3月31日をさす。